

各 位

会 社 名 三洋工業株式会社 代表者名 取締役社長 菊地 政義 (コード番号:5958 東証第1部) 問合せ先 取締役経営企画室長 田村 和之 TEL (03) 3685-3451

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、平成28年6月28日開催予定の第82期 定時株主総会で承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移 行する方針を決定し、これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議 いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示いたします。

記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

(1)移行の目的

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能およびコーポレート・ガバナンスを強化し、企業価値の更なる向上を図ることを目的とするものです。

(2)移行の時期

平成28年6月28日開催予定の第82期定時株主総会において、定款変更決議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更について

- (1)変更の目的
  - ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役 に関する規定の新設、並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変 更を行うものであります。
  - ②機動的な資本政策の遂行を可能とするため、第7条(自己の株式の取得)を新設するものであります。
  - ③上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。
- (2)変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

# (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 (予定) 定款変更の効力発生日 (予定) 平成 28 年 6 月 28 日 (火) 平成 28 年 6 月 28 日 (火)

以 上

現行定款

#### 第1章総則

# 第4条(機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株式

(新 設)

第7条~第11条 (条文省略)

第 3 章 株主総会

第 12 条~第 18 条 (条文省略)

第 4 章 取締役および取締役会

## 第19条(員数および選任方法)

当会社の取締役は、10名以内とし、株主総会でこれを選任する。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(新 設)

## 変 更 案

# 第 1 章 総 則

#### 第4条(機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株式

# 第7条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条~第12条 (現行どおり)

第 3 章 株主総会

第13条~第19条 (現行どおり)

第 4 章 取締役および取締役会

## 第20条(員数および選任方法)

当会社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内、監査等委員である取締役は、4名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会でこれを選任する。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 監査等委員である取締役の補欠者の 選任の効力は、当該選任のあった定時株 主総会決議後2年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総 会の開始の時までとする。 現行定款

第 20 条 (条文省略)

## 第 21 条 (任 期)

取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。

2. 増員または任期の満了前に退任した 取締役の補欠として選任された取締役の 任期は、他の在任取締役の任期の満了す る時までとする。

(新 設)

(新 設)

## 第22条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意が あるときは、招集の手続きを経ないで取 締役会を開催することができる。

第23条 (条文省略)

#### 変 更 案

第21条 (現行どおり)

## 第 22 条 (任 期)

取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。ただし、 再選を妨げない。

(削 除)

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、 選任後2年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。ただし、再選を妨げ ない。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

# 第23条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、 緊急の場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで取締役会を開催 することができる。

第 24 条 (現行どおり)

## 現行定款

# (新 設)

#### 変 更 案

# 第25条(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項 の規定により、取締役会の決議によって 重要な業務執行(同条第5項各号に掲げ る事項を除く。)の決定の全部または一部 を取締役に委任することができる。

#### 第24条(取締役会議事録)

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役<u>および監査役</u>は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. <u>前</u>条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

# 第25条 (条文省略)

#### 第 26 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

## 第27条 (条文省略)

# 第 5 章 監査役および監査役会

# 第28条(員数および選任方法)

当会社の監査役は、4名以内とし、株主総会でこれを選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第26条(取締役会議事録)

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 第24条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

## 第27条 (現行どおり)

#### 第 28 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

## 第29条 (現行どおり)

(削 除)

(削 除)

変更案
(削 除)

	(ト線は変更部分を示します。)
現行定款	変更案
第34条(監査役会規程) 監査役会に関する事項は、法令または本 定款のほか、監査役会において定める監 査役会規程による。	(削 除)
第35条(報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削 除)
第36条(社外監査役の責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の規定 により、社外監査役との間に、同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該 契約に基づく損害賠償責任の限度額は、 法令が規定する額とする。	(削 除)
(新 設)	第 5 章 監査等委員会
(新 設)	第 30 条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、その決議によって常勤 の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	第31条(監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日 前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の場合は、これを短縮する ことができる。
(新 設)	2. 監査等委員の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査等委員 会を開催することができる。
(新 設)	第32条(監査等委員会の決議方法) 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。

	(ト線は変更部分を示します。)
現 行 定 款	変更案
(新 設)	第33条(監査等委員会議事録) 監査等委員会の議事録は、法令で定める ところにより書面または電磁的記録をも って作成し、出席した監査等委員は、こ れに署名もしくは記名押印し、または電 子署名を行う。
(新 設)	第34条(監査等委員会規程) 監査等委員会に関する事項は、法令また は本定款のほか、監査等委員会において 定める監査等委員会規程による。
第6章計算	第 6 章 計 算
第 <u>37</u> 条~第 <u>40</u> 条 (条文省略)	第 35条~第 38条 (現行どおり)